

公 募 公 告

次のとおり公告します。

1. 公募に付する事項

(1) 事業等の名称

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）に係る面会交流支援事業（事業の概要は別紙１のとおり。）

(2) 事業等の実施予定時期

令和４年４月１日～令和５年３月３１日（ただし、令和４年度予算の成立を条件とする。）

(3) 業務履行に必要なとなる技術又は設備等（※詳細は公募説明会において説明する。説明会に出席できない場合には、３（４）の担当に事前に連絡の上、説明を受けること。）

ア ハーグ条約、条約実施法及び日本の家族法制度を正確に把握し、かつ、国内における面会交流支援の実績（外国人に対する支援の実績があることが望ましい。）を相当数有し、面会交流支援について専門的な知見を備えていること。

イ 業務に必要な外国語能力を備えていること。

ウ 外国語や国際電話を用いた面会交流支援を行うことができる体制（当事者等との連絡に利用する電子メールアドレス、国際電話回線、ビデオ会議システムを含めたインターネット接続環境の設置等）を整えていること。

エ 面会交流支援（事前相談、支援内容の決定、面会交流の実施等）を適切に行うことができる人材が複数人確保されていること。

オ 日本国内に事務所を有し、外務省との緊密な連絡を確保する体制を整えていること。

カ 組織及びその要員の中立公平性が確保されていること。

キ 申請者又は被申請者（申請に係る子と同居している者）の住所等の個人情報（氏名に変更がある場合には変更後の氏名も含む。）について、他方当事者に開示することの可否をあらかじめ確認するとともに、申請者又は被申請者が開示を望まない場合は、当該情報を厳重に管理し適切に対応する能力及び体制を整えていること。

ク 必要な情報セキュリティが確保されており、不特定多数の者への個人情報の流出が生じない体制を整えていること。

ケ 本件業務において知ることとなった秘密に属する事項につき、契約以前、契約期間中、契約終了後のいかなる場合も、これを公表若しくは第三者に漏洩しない又は他の目的に使用しない体制を整えていること。

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和１・２・３年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」「Ｄ」の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 外務省から指名停止を受けている期間中でないこと

3. 公募説明会

(1) 開催日時：令和4年2月15日（火）午後2時

(2) 開催場所：〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省共用協議室（南180号室）号室

(3) 説明事項：業務の概要等に関する事項

(4) 説明会参加申込み：本説明会に参加を希望する者は、上記（1）の開催日の前日午後5時までに、原則メールにより次の係に申込みを行ってください。なお、説明会に参加する者は、原則各委託業者につき1名とします。

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省領事局ハーグ条約室 担当：仲田

電話代：03-3580-3311（内）3930

メール：tadahiro.nakada@mofa.go.jp

4. 応募申込み

(1) 応募申込書提出期限：令和4年3月10日（木）午後5時

(2) 提出場所：上記3.（4）に同じ。

(3) 提出すべき書類等

ア 応募申込書（別紙2の様式を使用すること。）

イ 令和1・2・3年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書（写）

ウ 業務実施体制（様式自由。機関の概要及び上記1.（3）「業務履行に必要となる技術又は設備等」のアからケの項目すべてについて説明したもの。）

エ 外務省の委託業務を受けた場合の支援のプロセス（様式自由。申立て受付から支援終了までのプロセスを記載したもの。）

オ 本件事業実施に伴う作業（要員の管理を含む。）及び外務省との連絡について責任を負う担当者1人の連絡先（氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス）

以上公告する。

令和4年1月20日

外務省領事局ハーグ条約室長 山地 秀樹

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約)に係る面会交流支援事業

令和 4 年 1 月 2 0 日
外務省領事局ハーグ条約室

1 事業の概要

(1) 事業の概要

この事業は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（ハーグ条約実施法）に基づき、我が国の中央当局に対して援助申請を行った者が、当該子との面会その他の交流（以下「面会交流」という。）を実現するため、面会交流支援業務を行うことができる外部機関（以下「面会交流支援機関」という。）を複数選定し、当事者の希望に基づいて、そのうちの一の支援機関に、一の事案ごとに、その業務を委託するものである。

(2) 事業の背景

ア 平成 26 年 4 月 1 日に、我が国において、ハーグ条約を発効し、ハーグ条約実施法に基づく運用が開始された。また、ハーグ条約実施法の規定により、我が国のハーグ条約の中央当局は外務大臣と指定され、領事局ハーグ条約室がその事務を担うこととなった。

イ ハーグ条約は、「一の締約国の法令に基づく接触の権利が、他の締約国において効果的に尊重されることを確保すること」を目的の一つとしており、中央当局（我が国においては外務大臣）の義務として、「接触の権利の行使に対するあらゆる障害を可能な限り除去するための措置をとる」などとされている。

ウ 面会交流については、全国で行われることとなるものであることから、可能な限り多くの適正な面会交流支援機関が、この事業を行えるようにしておく必要がある。そのため、外務省において、ハーグ条約事案を取り扱うことができる委託先（候補者）を複数確保し、当事者に対し、必要に応じて、これらの機関を紹介する仕組みをつくる必要がある。これまでの間、ハーグ条約に係る面会交流支援事業を実施しているところである。

エ ハーグ条約事案は、①遠隔地に居住する当事者間での話し合いとなること、②少なくとも一方当事者は外国籍であることが多く、日本語のほかに、外国語での交渉（通訳者による対応を含む。）を要すること、③申立て答弁書類や証拠書類には外国語のものが含まれ、これらの読解・翻訳を要すること、④我が国の法制度のみにとどまらず、外国の法制度も関係していることから、面会交流支援機関には、高度に専門的な知識及び類似事案に関する経験を有する者を選定する必要がある。

2 事業の実施（契約）期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 業務の内容

（１）受理面接及び面会交流支援計画書の提出

ア 外務省から一の事案ごとに業務の委託を受けた面会交流支援機関（以下「委託機関」という。）は、当事者からの支援申込み事案について、両当事者と受理面接（対面を原則とするが、状況に応じて、電話、ビデオ電話等による方法も可とする。）を実施し、面会交流に関する当事者間の合意内容の確認、支援の内容・方法、経費の負担等についての説明を行うこと。

イ 委託機関は、当事者らが、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）、家庭裁判所における調停・審判手続、その他の手続により合意又は決定した内容に基づいて行う面会交流を支援する場合は、その合意書、調停条項、審判書等の書面について、あらかじめ当事者に提供を求めること。

ウ 委託機関は、両当事者と、支援内容等について合意できたときは、面会交流支援計画書、各回の見積書を作成し、外務省へ提出すること。

エ 委託機関は、面会交流支援計画書の内容を変更することとなった場合には、その旨を、外務省へ報告すること。

（２）面会交流の実施

ア この事業による面会交流は、当事者が直接対面をして実施することとし、併せて当事者が直接対面をせず、インターネット等を利用しての面会交流も実施できることが望ましい。

イ（ア）直接対面の場合、委託機関は、面会交流支援計画書に基づいて、面会交流の実施の当日に、子を引き取って面会交流の相手方に引き渡し、また、面会交流の場に付き添う、交流時間中は待機して必要な助言を行う等の支援を行うこと。

（イ）委託機関は、子の受け渡しや付き添いの際に、当事者に課された遵守事項等がある場合は、これを確認し、これが守られていないときは、当事者に対して注意を行う又は面会交流を中止すること。

ウ 委託機関は、当事者間の面会交流を円滑に行うため、インターネット等を利用しての面会交流の実施が可能であると判断する場合には、その実施に必要な支援を行うこと。

エ 委託機関は、当事者が連絡を取り合うことが困難な場合には、当事者に代わって、双方と連絡をとり、日時、場所などの調整を行うこと。

オ 委託機関は、当事者間の面会交流を円滑に行うため、受理面接のほかに、各面会交流の間に、必要に応じて、フォローアップのための面接を行うことができるものとする。

（３）面会交流の実施回数

ア この事業による面会交流の実施回数は、一の事案につき、最大４回とする。ただし、対面の面会交流に限り、複数日にわたって面会交流を実施することができる。その場

合、面会交流の実施1回分の日数は、連続する3日の範囲内とする。

イ 当事者が直接対面をせず、インターネット等を利用しての面会交流を行う場合の実施回数については、一の事案につき、上記アの回数とは別に、最大4回とする。

なお、令和2年10月1日から当面の間、対面の面会交流を行うことに困難な事情がある場合には、対面の面会1回を、インターネット等を利用した面会1回に振り替えることができる。この場合、インターネット等を利用した面会は、上記アの回数を合わせて、最大8回まで実施できる。この運用は、令和2年10月1日時点に於いて、援助を継続している案件及び今後援助を開始する案件について適用する。令和2年10月1日時点で援助を継続している場合には、すでにインターネット等を利用した面会が4回終わっている事案についても、対面の回数が残っている場合には、インターネットを利用しての面会に振り替えることができる。

ウ この事業において、面会交流の実施回数の数え方は、準備段階での当事者との連絡調整から面会交流の実施日までの一連の期間をもって1回とする。ただし、子が複数人いる場合において、各々の子に個別の対応を要するときは、外務省と協議の上、実施回数を数える際に、個別に対応した子1人につき、事案1件として数えることができるものとする。

エ 上記ア及びイの回数を超える場合には、委託機関は、その費用を当事者が支払うことを前提として、面会交流支援を継続することができるものとする。

(4) 報告書等の提出

ア 委託機関は、受理面接又は面会交流の各実施回の終了後、実施回ごとの実施報告書（受理面接又は面会交流の実施の有無、実施日時、場所、参加者等の記載を含む。）を作成し、外務省へ提出すること。

イ 委託機関は、この業務の終了後、実施回ごとの実施報告書とは別に、最終報告書を作成し、外務省へ提出すること。

ウ 委託機関は、外務省の求めに応じて、実施した業務の内容に関し、口頭により、外務省へ必要な報告をすること。

4 面会交流支援の対象者

この事業により面会交流支援を受けることのできる対象者は、ハーグ条約実施法に基づく援助申請を外務大臣に対して行い、外務大臣により援助決定を受けた当事者とする。

5 外務省が負担する費用

(1) この事業（業務）により、外務省が負担することができる費用の項目は、次のとおりとし、外務省は、このうち、委託機関による適切な支出であると認める部分についてのみ支出するものとする。

ア 受理面接費用

イ 実施計画表作成費用

- ウ 通信費用
- エ 連絡調整費用
- オ 面会交流支援実施費用（報告書等作成費用を含む。）
- カ フォローアップ面談
- キ 事務費用
- ク 通訳費用（準備段階での通訳費用は対象外とする。）
- ケ 委託機関の職員及び通訳人の旅行費用

（２）委託機関は、上記（１）の費用の支払いの請求を行うときは、請求書に必要な資料（領収書の写し等）を添えて、各回終了後に外務省へ提出すること。なお、受理面接については、第１回終了前に、受理面接のみの請求書を提出することができる。

（３）なお、上記（１）に掲げる項目以外の項目（例えば、①面会交流事業の実施に伴う入園・入館料や飲食費、②当事者の通信費用や旅行費用等）については、外務省が負担することができる費用の対象とはならないので、当事者への説明等に際しては、十分に留意すること。

6 契約手続関係の手順

（１）外務省は、この事業の公募によって複数選定する面会交流支援機関のリスト（面会交流支援機関リスト）を作成し、外務省ホームページに、面会交流支援事業の概要とともに掲載する。面会交流支援機関リストには、支援機関の名称と連絡先を記載し、面会交流支援事業の概要には、支援の内容、利用方法、費用負担等を含むものとする。

（２）家庭裁判所、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）機関、その他の機関の手続又は手段により面会交流を実施することについての合意をした当事者（外務大臣による援助決定を受けた事案に係る当事者に限る。）は、面会交流支援機関リストの中から利用を希望する支援機関を選び、当該支援機関の支援申込書を、外務省へ提出する。なお、両当事者が希望する支援機関が一致しない場合は、同一の支援機関の希望となるまで、外務省が、その調整を行うものとする。

（３）外務省は、両当事者及び子の氏名・連絡先を当該支援機関に伝えることについて、両当事者の了承を得た上で、当該支援機関に対し、今後、両当事者から各々連絡がある旨を伝える。両当事者は、当該支援機関に連絡をし、面会交流支援の利用を申し込む。

（４）当該支援機関は、速やかに、両当事者と連絡をとり、受理面接等について調整をし、面会交流支援の実施に必要な経費についての見積書を作成し、関連資料とともに、外務省へ提出する。

（５）外務省は、外務省内の会計手続を経た後、業務の委託について、当該支援機関に連絡をする。当該支援機関（委託機関）は、外務省の指示に従って、業務を開始すること。

（６）委託機関は、業務の終了後、最終報告書等を外務省へ提出し、その確認をするための検査を受けた後、外務省に対し、支払いの請求を行う。なお、業務の一部の終了後、受理面談又は面会交流の実施報告書を外務省へ提出し、その確認をするための検査を受けた後、外務

省に対し、その一部の業務について、支払いの請求を行うことができるものとする。

7 留意事項その他

(1) 実施中の面会交流支援業務が、当事者の事情によって、その業務の全てを完了することができなかった場合（中断の場合を含む。）には、その完了しなかった部分を除いた部分の業務の完了をもって、この業務の全てを完了したものとする。ただし、その経費の支払いについては、業務が完了した部分（外務省が完了したと認める部分に限る。）に係るものについてのみ、行うものとする。

(2) 実施中の面会交流支援業務が、委託機関のみの事情によって、その業務の全てを完了することができなかった場合（中断の場合を含む。）は、当該契約の一部又は全部を解除し、所定の処分を行うこととする。この場合において、当事者が、別の支援機関による面会交流支援を希望するときは、規定の回数に満たない残りの回数分の業務を、当該別の支援機関に委託することができる。

(了)

(別紙2)

令和 年 月 日

(提出日を記入してください)

応 募 申 込 書

外務省領事局ハーグ条約室長 殿

住 所

団体(社)名

印

代表者氏名

印

(団体(社)印及び代表者印を捺印してください)

当団体(社)は、外務省が実施する「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）に係る面会交流支援事業」の委嘱先となることを希望します。